

令和4年第3回奥州市議会定例会付議事件

(令和4年8月26日)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第1号 令和4年度奥州市一般会計補正予算(第6号)の専決処分に関し承認を求めることについて

議案第2号 奥州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第3号 奥州市手数料条例の一部改正について

議案第4号 奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について

議案第5号 奥州市農村情報連絡施設条例及び奥州市農村情報連絡施設戸別受信施設設置分担金徴収条例の廃止について

議案第6号 国見平スキー場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

議案第7号 令和4年度奥州市一般会計補正予算(第7号)

議案第8号 令和4年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第9号 令和4年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第10号 令和4年度奥州市介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第11号 令和4年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)

議案第12号 令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)

議案第13号 令和4年度奥州市病院事業会計補正予算(第4号)

- 議案第14号 令和3年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第15号 令和3年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第16号 令和3年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第17号 令和3年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第18号 令和3年度奥州市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第19号 令和3年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第20号 令和3年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第21号 令和3年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第22号 令和3年度奥州市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第23号 令和3年度奥州市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第24号 令和3年度奥州市病院事業会計決算認定について
- 報告第1号 令和3年度奥州市健全化判断比率及び令和3年度奥州市資金不足比率の報告について

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 鈴木 弘行
生年月日 （略）

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の鈴木弘行氏は、令和4年12月31日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 桐山 信男
生年月日 （略）

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の千葉芳範氏は、令和4年12月31日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 小澤 昌子
生年月日 （略）

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の高野喜美子氏は、令和4年12月31日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 千田 勉
生年月日 （略）

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の菊地勇一氏は、令和4年12月31日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

議案第 1 号

令和 4 年度奥州市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分に関し承認を
求めることについて

令和 4 年度奥州市一般会計補正予算（第 6 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和 4 年 8 月 26 日提出

奥州市長 倉 成 淳

専決第7号

専 決 処 分 書

令和4年度奥州市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年8月8日

奥州市長 倉 成 淳

議案第2号

奥州市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

奥州市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

国家公務員における育児休業の取得制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等に鑑み、市の職員においても同様の措置を講ずることにより、妊娠・出産・育児等と仕事との両立を支援し、もって働きやすい職場環境を整備するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

奥州市職員の育児休業等に関する条例（平成18年奥州市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日
第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「（当該非常勤職員が」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（

当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときにあつては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準と

して条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 3 号

奥州市手数料条例の一部改正について

奥州市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 8 月 26 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により長期優良住宅維持保全計画の認定制度が創設されたことに伴い、同計画の認定等の申請に対する審査の手数を長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査の手数料に準じて徴することとするため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市手数料条例の一部を改正する条例

奥州市手数料条例（平成18年奥州市条例第96号）の一部を次のように改正する

。

別表第1の10の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表15の3の項中「第5項」を「第6項」に改め、同表18の2の項事務の欄中「第5項」を「第7項」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画の」を加え、同表18の3の項事務の欄中「第5項」を「第7項」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画の」を加える。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第4号

奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税
に関する条例の一部改正について

奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する
条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除を受けるに当たり、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けるべき期間及び特別償却設備を設置すべき期間を延長するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年奥州市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「以後2年」を「以後3年」に、「第10条第7項第6号」を「第10条第8項第6号」に、「第42条の4第8項第7号」を「第42条の4第19項第7号」に、「同法第68条の9第8項第6号」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改める。

第4条第1号中「（昭和40年法律第34号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（以下「新条例」という。）第2条の規定は、令和4年4月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の奥州市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例第2条に規定する中小連結法人については、新条例第2条に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。

議案第 5 号

奥州市農村情報連絡施設条例及び奥州市農村情報連絡施設戸別受信施設
設置分担金徴収条例の廃止について

奥州市農村情報連絡施設条例及び奥州市農村情報連絡施設戸別受信施設設置分担
金徴収条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和 4 年 8 月 26 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

市の防災広報活動等に関する情報をアナログ無線により住民に速やかに伝達するために衣川地域に整備した奥州市農村情報連絡施設は、無線のデジタル化に多額の費用を要すること及びテレビ、ラジオ、スマートフォンアプリその他の代替的な手段の整備が進んだことから、無線局免許の有効期限の到来をもってこれを廃止するため、関係条例を廃止しようとするものである。

奥州市農村情報連絡施設条例及び奥州市農村情報連絡施設戸別受信施設設置
分担金徴収条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 奥州市農村情報連絡施設条例（平成18年奥州市条例第321号）
- (2) 奥州市農村情報連絡施設戸別受信施設設置分担金徴収条例（平成18年奥州市条例第322号）

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

議案第6号

国見平スキー場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

国見平スキー場の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
国見平スキー場
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県北上市和賀町岩崎新田国有林内
団 体 名 株式会社北日本リゾート
代表者名 代表取締役 菅原 三多英
- 3 指定の期間
令和4年10月1日から令和7年3月31日まで

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

国見平スキー場の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第 7 号

令和 4 年度奥州市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 4 年度奥州市一般会計補正予算（第 7 号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 8 月 26 日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第 8 号

令和 4 年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 8 月 26 日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第 9 号

令和 4 年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定める。

令和 4 年 8 月 26 日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第10号

令和4年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第11号

令和4年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第12号

令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第13号

令和4年度奥州市病院事業会計補正予算（第4号）

令和4年度奥州市病院事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第14号

令和3年度奥州市一般会計歳入歳出決算認定について

令和3年度奥州市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第15号

令和3年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度奥州市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第16号

令和3年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度奥州市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第17号

令和3年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度奥州市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第18号

令和3年度奥州市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度奥州市浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第19号

令和3年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度奥州市バス事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第20号

令和3年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度奥州市米里財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第21号

令和3年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和3年度奥州市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第22号

令和3年度奥州市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和3年度奥州市水道事業会計に関し、別冊のとおり利益の処分について議会の議決を求め、及び決算の認定に付する。

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第23号

令和3年度奥州市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和3年度奥州市下水道事業会計に関し、別冊のとおり利益の処分について議会の議決を求め、及び決算の認定に付する。

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第24号

令和3年度奥州市病院事業会計決算認定について

令和3年度奥州市病院事業会計決算を別冊のとおり認定に付する。

令和4年8月26日提出

奥州市長 倉 成 淳

報告第 1 号

令和 3 年度奥州市健全化判断比率及び令和 3 年度奥州市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項及び第22条第 1 項の規定により、令和 3 年度奥州市健全化判断比率及び令和 3 年度奥州市資金不足比率を次のとおり報告する。

1 令和 3 年度奥州市健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	15.0	48.8
早期健全化基準	11.59	16.59	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

2 令和 3 年度奥州市資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
奥州市水道事業会計	—	20.0
奥州市下水道事業会計	—	20.0
奥州市病院事業会計	—	20.0
奥州市浄化槽事業特別会計	—	20.0
奥州市工業団地整備事業特別会計	—	20.0

令和 4 年 8 月 26 日提出

奥州市長 倉 成 淳